多可町商工会通信

みみより Information

旬の話題を毎月お届けします

vol.52-1

発行：多可町商工会

源泉所得税の年末調整及び納付はもうお済みですか？

源泉所得税の納付期限は、**令和２年１月20日(月)（※納期の特例分）まで**です。商工会では納付期限まで対応しますが、なるべくお早目にご来館ください。納付期限を過ぎると延滞税が発生する場合があります。

※住民税特別徴収(給与天引き)未手続事業所は町からの給与支払報告書をご持参ください。

（担当：金高・遠藤）

【令和２年度分より】65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

税制改正により、令和２年度分（今年の申告は対象外）から個人の所得税について下記のとおり変更となります。

青色申告特別控除額

現行 65 万円 ⇒ 改正後 55 万円

基礎控除額

現行 38 万円 ⇒ 改正後 48 万円

変更に伴い、令和２年度分以降、65 万円の青色申告特別控除を受けるためには「65 万円控除の適用要件」に加えて、①「e-Tax を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する」又は②「電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署へ提出する」必要があります。

改正後（令和２年分申告以後）			
控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 ＋ **e-Tax による電子申告** 又は **電子帳簿保存**
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

※【改正前の「65 万円控除」の要件】

・正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）

・貸借対照表と損益計算書を添付

・期間内申告

詳しくは 青色申告特別控除改正 検索

「働き方改革の相談窓口」設置！毎月第４木曜日は商工会へ相談を！

商工会では労働環境の諸問題に対応するため、毎月第４木曜日に「兵庫働き方改革推進支援センターの相談窓口」として全国社会保険労務士会から専門家を招き、働き方改革の相談窓口を設置します。働き方改革や労務関係のご相談がありましたら、ぜひお越しください。

【主な相談内容】 ①労働時間等の労務管理に関すること
②同一労働同一賃金の実現に関すること
③生産性向上や賃金引上げに関すること
④人材確保に関すること
⑤助成金の活用に関すること

【開 催 日 程】１月 23 日（木）13：00～17：00
２月 27 日（木）13：00～17：00
３月 26 日（木）13：00～17：00
※4 月以降も同様に実施する予定です。

【開 催 場 所】 中コミュニティプラザ１階第１会議室

※希望の日時がありましたら受け付けますのでご連絡ください。
予約なしでも相談は可能です。

（担当：本庄）

県民局社総合庁舎事務用共通封筒への広告掲載募集について

北播磨県民局では自主財源の一環として、社総合庁舎で使用する事務用封筒の裏面に企業・団体の有料広告を掲載いただける企業・団体を応募しています。ご興味のある事業所は直接北播磨県民局へお問合せください。

【申 込 期 間】令和２年１月８日（水）～21 日（火）
【掲 載 期 間】令和２年４月１日～令和３年３月 31 日
【主な使用先】市町、各種団体、企業、県民等
【仕 様 等 】長形３号（定形）22,000 枚
(裏面縦 11cm 以内×横 16cm 以内)
角形２号（A4 判）19,000 枚
(裏面縦 20cm 以内×横 22cm 以内)
【広告掲載料】応募最低制限価格 16 万円以上
【問 合 せ 先】北播磨県民局総務企画室財務担当
（担当：垣内、岩﨑）
TEL：42-5111 内線 209・245 FAX：42-4704
E-mail:Yumiko_Iwasaki@pref.hyogo.lg.jp

多可町商工会通信

みみより Information

旬の話題を毎月お届けします

vol.52-2

発行：多可町商工会

来年 9 月から「マイナポイント」制度スタート！ 企業向けマイナンバーカード出張申請受付中

2020 年 9 月からマイナンバーカードを活用した**「マイナポイント」**制度が始まる予定です。この制度は『マイナンバーカード』を取得し、マイキーID を設定したうえで一定額を前払いされた方に最大で 5 千円分の「マイナポイント」が付与されるものです。ポイント還元を受けるにはＱＲコード決済（ペイペイ等）や電子マネー（ICOCA 等）のサービス利用も必要となります。制度の詳細は今後決定していく予定です。

詳しくは

マイナポイント	検索

マイナンバーはすでに国民全員に付与されていますが、『マイナンバーカード』は自分で手続きをしないと取得できません。

役場では「かんたん窓口サービス」が始まり、マイナンバーカード（利用者照明用電子証明書付き）があれば、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得・課税証明書、戸籍等を取得する際に申請書を書く手間が省け、窓口申請よりも安くなります。

町内で従業員を雇用されている事業所については、役場の職員が出向いて従業員等のマイナンバーカード交付申請を受け付ける「企業向け出張申請受付」をスタートされていますので、是非ともご活用ください。

※町外に住所がある方も交付申請のサポートをします。

※従業員が少人数の場合は役所窓口での申請が必要となる場合がありますので、一度役場にお問い合わせください。

【連 絡 先】多可町役場 住民課
TEL: 32-2383

掛金は全額所得控除!「経営者の退職金制度」 小規模企業共済は、商工会へ

小規模企業共済は、掛金が全額所得控除できる経営者の退職金制度です。将来、廃業や役員退任等が生じたとき、積み立ててきた掛金に応じて共済金を受け取ることができます。

掛金は、月額 1,000 円～70,000 円の範囲で、経営の状況に応じて 500 円毎に設定していただけます。もちろん、契約後の掛金の変更も可能です。

従業員 20 人以下の企業(卸・小売・サービス業は 5 人以下)の**個人事業主・共同経営者・会社等役員**であれば、加入いただけます。

◎創業したばかりの方でも、もちろん加入できます！

◎農業者の方も加入しやすくなりました！

新規お申込みや前納、月額変更などご不明な点は、お気軽に商工会までお問合せください。（担当：松本）

5 年後・10 年後の自己資金づくりに 商工貯蓄共済ご加入のおすすめ

商工会員とその家族、従業員であればどなたでも加入できる『商工貯蓄共済』は、**貯蓄積立・生命保証・融資**の 3 つの特色を組み合わせた共済制度です。毎月の掛金の一部が生命保険として契約され、大部分が貯蓄積立となります。また、加入後 1 年経てば融資を受けることも可能です。

貯蓄積立金から、積立の範囲内で取り崩しができる、便利な仮払制度もご利用いただけます。

詳しくは、商工会までお問い合わせください。

（担当：石塚）

“新成人をお祝い！！” 令和 2 年多可町成人式への協賛について

多可町成人式実行委員会から成人式を開催するにあたり、新成人を盛大にお祝いするために、町民の方にご寄付を募るとともに、**町内事業者にもご協賛を賜りたいと協力依頼がありました。**ぜひともお力添えをよろしくお願いします。

ご協賛いただいた事業所は当日の資料、広報たかに社名を掲載予定です。詳しくは多可町成人式実行委員会までお問合せ下さい。1 月 9 日（木）まで受け付けています。

【協賛内容】1 口 3,000 円または商品（成人式への景品）

【納入方法】現金で実行委員にお渡しいただくか、振込も可能となっておりますので、お問合せください。

【連 絡 先】令和 2 年多可町成人式実行委員会
多可町役場 生涯学習課（久森・今中）
TEL: 32-5122 FAX:32-1937

年末年始業務のお知らせ

年末…令和 1 年 12 月 27 日(金)17:30 まで
年始…令和 2 年 1 月 6 日(月)8:30 から

各種お問合せ
〒679-1134 多可郡多可町中区茂利 20
TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699
E-mail：shokokai@taka-cho.jp
【事 務 局 長】 後藤
【経営支援課】 本庄・宮内・横畑・松本・杉本
【業務推進課】 足立・金高・遠藤・石塚・吉田